久 保 敦

彦

一 帰属問題発生の背景はじめに

排他的経済水域における新島の帰属帰属決定の法理

深海海底からの新島の帰属大陸棚上の新島の帰属

五 四 三

おわりに

**—** 89 **—** 

の場、 本稿は、 日吉沖の場での海底噴火など、実際に新島が生れた事例、出現には至らなかったもののそれが具体的に期 未来小説の世界では興趣ある物語をなすであろうが、現実には極めて稀な事象であることは否定できない。 新島誕生の実例は現在まで幾つか知られており、また最近では日本近海での西之島新島の出現、 日本を含めた諸国の関心の対象となった事例は一般の記憶にも留まっているところであろう。 海洋中に新島が出現した場合の領土的帰属問題を論じようとするものである。 海中に新島を生じるこ 西之島新 福神国

領有下に置く機会を持ったわけである。 火の個所が公海中であったので、新島が生れたとすればどの国でも他国に先駆けてこれに実効的支配を及ぼし、 このように、伝統的国際法の下では、 自動的に我が国への帰属関係が成立したのであるが、後者の場合は海底噴 海域全体が国家の領土主権が包括的に及ぶ領海と、 いずれの国 の領土主

日本領海内に形成されたため、

領海の場合には前述の通り「添付」による沿岸国への帰属、 権も及ばぬ公海とに基本的に二分され、 公海の場合には「先占」を行った国への帰属とする

新島帰属問題もその事実発生の位置がいずれの海域に属するかによって、

ことが明確にされていたのである。

しかし、

第二次世界大戦以後現在に至るまでの海洋をめぐる諸国の実行、

提案は、

大陸棚、

排他的経済

或

は生み出そうとしつつある。大陸棚及び経済水域は、 更には深海海底国際化など、 地理的にも法理論的にも従来の海域二分方式の枠を脱する制度を既に生み出し、 地理的、法的に正しく領海と公海の中間に位置する制度で

先占の法理はそれぞれ何らかの影響を受けるのか否か、受けるとすれば新島の領土的帰属を決すべき法理、もし 及ぼそうとして提唱されているものである。 の目的である。 くはその法理の適用範囲はどのように再構築もしくは再整理されるべきであるのか、 深海海底制度は従来い かなる国際法主体の管轄権行使も排除されていた海底部分に国際機関による管理を これらの新制度によって新島出現のケースを従来支配していた添付、 この点を検討するのが本稿

の制約もあり、 れば幸であると考える。 のを提起し、考えられ得る解決の方法を探ることができ、 この問題は、 しかしながら、 この場であらゆる角度からの検討を行い、網羅的議論を尽すことは本来無理であると自覚せざる これ迄殆ど論じられることがなかったものであるだけに、 海洋に関連しては新立法の時代であると同時に混沌の時代でもある今日 更に解決の方向づけにいささかでも資することができ また、 記念論集への掲載という紙数上 問題そのも

- (1)Volcanic Islands and の火山活動によりSurtsey:島を生じている。 中に生じた島をイギリスが先占した例に言及する。同書九六頁。一九六三年から一九六七年にかけてはアイスランド南沖 Encyclopedia Japonica. • 時事百科一九七六年版八二—八三頁。また中村進午「国際公法論」は、 降同三四―三五年にかけての硫黄島新島、 歴史上知られる海底噴火はほぼ二〇〇例を数え、その四分の一程が新島を形成したと云われる。 the Law of Territorial Acquisition, Cornell International Law Journal. Vol. 11, 同四〇年の瓢箪山(後に三宅島に接続)とが知られている。 Mark Dingley, Eruptions in International Law: Emerging 日本近海では、 イタリー南部の太洋 諏訪彰 火山活動
- (2)島の三倍二三万八〇〇〇平米に達し、海上保安庁により西の島新島と命名された。 年版一〇二頁、 一九七三年五月、海底噴火が発見され、九月に新島を形成した。 朝日新聞一九七三年一二月二一日版、諏訪彰「西之島新島」 Encyclopedia Japonica. • 時事百科 地点は西之島南方約六○○メートルで、 海上保安庁「海上保安白書」昭和四九 同年末には本

(3)一八日版、Dingley, op. cit., p. 123 海上保安庁「海上保安白書」 昭和五二年版一一五一一一八頁、 同昭和五三年版九八一九九頁、 朝日新聞

# 帰属間題発生の背景

の後多くの国が一方的に領海拡大措置をとる傾向を助長することとなった。 漁業及び公海生物資源保存、並びに大陸棚のそれぞれに関する条約が採択された。第二次の会議は、第一次会議 で合意が達成され得なかった領海の巾員を決定する目的で開催されたのであるが、この試みは不成功に終り、そ 八年の第一次、一九六〇年の第二次の国連海洋法会議で行なわれ、第一次会議では、領海及び接続水域、 持ってなされていることは、一般にも熟知されているところであろう。海洋制度に関する綜合的検討は、 九七〇年代に入り、 海洋関係諸制度につき、第三次国連海洋法会議を中心舞台とする議論が世界的拡がりを 一九五

の新条約への対応に見られる如く、慣習法の成文化については、 自由の原則に地理的適用範囲の面で制限を加え、また機能的制約を加える内容を持つからであった。この我が国 他の二条約の批准は差し控えた。これは、前二者が基本的にはそれまで慣習法として成立し、広く諸国に認めら れてきた法原則を法典化するものであったのに対し、大陸棚条約、漁業及び公海生物資源保存条約は従来の公海 その内容たる主要な法原則に関する大方の賛同は得やすいのであるが、 一九六八年に領海及び接続水域に関する条約、公海に関する条約の二条約に加入したのであるが、 細目に関する議論は兎も角として制度の基本的 新制度の定立を目指す条約につい

ては容易に利害調整が成らず、見解の一致を達し得ないのが常である。

所において慣習法上も確立した制度と認知され、 しかしながら、 我が国がその承認に消極的であった大陸棚制度も、 この結果条約への加入を見合せた諸国も法制度としての大陸棚 条約採択後僅か一〇年にして国際司法

の存在そのものを争うことは不可能となった。

業と、 ならなかった。それどころか一九七○年代には、 ○年代、一九六○年代に見られたこの急テンポな発展も、それ以後の海洋制度に長期的安定を持たらすものとは この例にも示される通り、 条約制定を一つの大きな推進力とする新慣習法形成のプロセスとが進行したのである。ところが、 海洋法の分野では第二次大戦後の極めて短い期間内に慣習法を基礎とした法典化作 むしろ制度の抜本的見直しが迫られる状況が到来したのである。

国際連合が新たに海洋問題について特別の委員会を設置し、 更には現行の第三次海洋法会議の開催を決せざる

的要素がこれに含まれ、 を得なくなったのは、 大別して二種の要因に基づいている。その一つは事実的要因であり、 他の一つは法的要因であって、 制度の機能的分化現象の進展とそれに基づく海洋制度全 技術的、 政治

### I

体の再編成の必要性がこれに含まれる。

# i 海洋関連技術の急速な進

海洋に関する技術の進歩は、 海洋利用の多様性に相応して、 海運、 漁業など広範囲に及び、

床及び海床地下部分の双方を含む)資源開発技術の進歩が特筆される。 おいても海峡通航制度、 環境保護問題などの新たなる検討を促しているのであるが、本稿との関連では、海底 石油掘鑿技術が経済性の裏付けを持った それが法の分野に

形で三千メートルを越す深度にも達し、深海のマンガン団塊を中心とする鉱物資源に探査が進み、

採集技術の具

しないとされていた海底地域にも、その必要が現実のものとして生じてきたのである。 体的開発が進行すると共に、一九五〇年代の段階では人間の活動の限界を越し、 したがって法的規制の必要も存

# ii 政治・経済的要求の先鋭化

象となる天然資源は、 国連総会決議の形で表面化した。「天然資源に対する恒久的主権」を宣言する決議がこれである。恒久的主権の対 たる先進国諸企業に対する関係で留保することを政治的立場からも求める開発途上諸国の願望は、 各種鉱物資源の有限性の意識が強まる中で、自国内資源についての自由な裁量権を主として利権保有者 当初は国境内(領土及び領海内) の資源とされていたのであるが、一九七二年の新決議 一九六二年

適用範囲拡大の根拠として作用したのは、先の国際司法裁判所の判決にも採用された、大陸棚を陸地の「自然的 は のとし、この点に沿岸国の権利の淵源を求める論理と軌を一にするものである。 延長」と位置づける考え方である。この考え方は、 領海外で国家管轄権が認められる海底部分の資源にもこの恒久主権の概念が適用されることとなった。この 大陸棚海床下の資源を大陸起因の堆積物により形成されたも

る。 るが、 らざるを得ない。 の延長論は、 右に述べたような形で、 海底資源への沿岸国の管轄権拡大の根拠として援用されるとなれば、 地理的所与に基礎を置いている以上、先進国、 資源に対する恒久主権も、開発途上国が外国の利権に対する防衛的立場から強調した概念であ 開発途上国の如何を問わず適用されるべき理論とな 沿岸の先進国をも利するところとな

国家の主権行使の範囲は従来の国境を超えて海へと拡張されてきているが、

この自然

開発途上諸国が自己に特有の政治的目標を達成するための理念としてより積極的、

能動的発想から提唱するの

度論に際しても大きな影響力を持つファクターとなっている。 源 諸 が 張が国際法上の権利として具体化し、 の 玉 確保 発展 は 経済面でも先進諸国との実質的平等を希求し、 の 深海資源開発への参与の要求はこの視点からもなされており、 権利し と称されるものである。 認知されているとは現時点では考えられないが、 これは、 政治的 その実現をはかる権利を有するとの主張である。 ?独立、 即わち国際社会での形式的平等を果し 政治的、 政策的配慮の上からは 開発途上国の沿岸海洋資 て の

### Ⅱ 法的要因

# i 海洋制度の機能的分化

伝統

的海洋法は、

海域を国家主権

内の

領海と国家主権外の公海とに明瞭に区分しており、

いずれ

につい

ても水

防疫などに関する公権力を行使することが認められていた。 式の例外としては、 沿岸国が一 微であり、 面 水中、 定の機能的権限を行使する先例が作られていたことは事実である。 当該水域の公海としての性格に変動を生じるものでもないと受け取られていたのであるが、 上空、 海底を分けてその法的地位を別個に位置づけることはなかった。 接続水域の設定が沿岸国に容認され、 領海外の限定的範囲において沿岸国が関税、 この 制度は公海上での他 この明 国 の活動に与える影響も軽 確な水平面での二分方 密輸取 海外で

以 上,• 接続水域とは比較にならぬ程広大であるばかりでなく、その目的が域内資源の排他的管理、 水 /域と同 か その 内容も領 漁業専管水域、 線上にあるものとは云えない。 域 主 権の最も重要な行使 大陸棚、 排他的経済水域について主張される沿岸国の権限は、 このようにこれらの制度によって沿岸国に付与される権限は、 形態を包摂するものである。 したがって、 これらの 単 開発権の設定に に その 新制度は接続 地 的 範 正し ある 用

部分毎に機能的に特定された権限を設定してこれをそれぞれ異なる法主体に配分しようとする方向が確認される 来通り沿岸国の主権が包括的に及ぼされる領海を除き、 ととなった。更に、 上部水域及びその上空、 く主権的 権利と呼ばれる通りの性格を持つのであるが、 同一の区域が海底、水中及び水面、上空と垂直面で分離され、それぞれ異なる法的地位に置かれるこ 国家管轄外の深海海底にも国際機関の管轄権が確立されようとしていることを考えれば、 経済水域の場合はその上空がそれぞれ公海ないし公空としての地位を保つものとされる。 海洋全体について平面的、 漁業専管水域の場合は海底及び上空、 立体的にこれを細分化し、 大陸棚の場合は

# ii 制度の綜合的再編成の必要性

海洋を対象とする各国の主張が機能別の主権的権利という新しい形をとり、

のである

られ、 ていると云って過言ではなかろう。 題の多様性の一例が示されている。正に、この多様性こそが今回の会議の特徴であり、また長期化の一因となっ 国 作りが従来の海洋関連の諸制度に包括的再検討を強いるのは必定である。 源関連の調査、 に見られる通り特定の地域を永続的に国際機関の管轄下に置くとの画期的試みをなそうとするならば、 新島帰属問題を新制度実現を前提とした上で見直しておくことも必要ではあるまいか。 航路沿岸国の利害再調整が試みられている。更に各海域についての上空飛行権、 特に第三次海洋法会議では内陸国など地理的不利国の処遇問題も一つの焦点となっているところに海洋問 探索、 開発、 収益配分などの側面から、 そうとすれば、 海洋に関連する諸問題の多様かつ多角的な再検討の一環とし 航行に関しても安全、環境保護の観点を中心として船籍 事実、 機能別の権限配分に関しては資 軍事利用の可否なども論じ この制度

て、

なおかつ深海海底についての提案

- (1)Churchill, Myron Nordquist, S. Houston Lay, New Directions in the Law of the Sea, Vol. 1, pp. 1 ~ 10 これらの四条約又はその邦訳は、 United Nations Treaty Series Vol. 516, p. 205, Vol. 450, p. 82, Vol. 559 285, Vol. 499, p. 311. Shigeru Oda, The International Law of the Ocean Development, pp. 3.,
- 101~105, 257~267, 353~360., 横田喜三郎・高野雄一「条約集」(第四版)・一三二頁以下に所収。 領海巾員統一の失敗及びその経緯に関しては小田滋「第二次国際連合海洋法会議について」国際法外交雑法第六
- 国際法外交雑誌第六九巻四・五・六合併号二五九―二六四頁、高林秀雄「海洋開発の国際法」一七頁 ・二合併号七一頁以下、なお、同稿は小田滋「海の資源と国際法I」二五一頁以下に再掲、中村洸「海洋開発と国際連合
- (3)りから一二カイリへ拡大した。一二カイリの領海巾員については国際的合意のできつつある段階での措置であるが、 成立前の国内法のみに基づく点ではなおかつ一方的措置に属する。同法の内容については、高梨正夫「海洋法の知識」六 て」海洋時報第一〇号三八頁 一―六六頁に紹介されている。また同法施行とその問題点については、鈴木登「領海法、漁業水域法施行一年を振り返っ 一九七七年に成立した日本の領海法(同年七月一日施行、法律第三〇号)も大多数の諸国の例を追う形で領海を三カイ
- (5)(4)of the Sea-Bed and the Developing Countries, pp. 37. 高林秀雄「大陸棚制度と慣習国際法」龍谷法学第二巻二・三・四合併号一二八頁以下、 R. P. Anand, Legal Regime

International Court of Justice, Reports of Judgements, Advisory Opinions and Orders. 1969,

å

- 97

- (6)深海海底鉱物資源、開発技術及び開発の現状については、菊地勇夫「深海海底の鉱物」外務省・日本の海洋政第一号一 八城政基「海洋の石油開発」海洋技術と法(日本海洋協会第二回国際海洋シンポジウム報告書)二七、二九頁
- (8)○七頁以下、高田維有「マンガンノジュール開発の現状と将来への展望」同八八頁以下。 近代テクノロジーが、海洋諸国をしてグローチウスの自由海論に立脚する開かれた海の原則から、 セルデンの説いた閉
- 領海論への回帰を促したとも表現される。Douglas M. Johnston(ed.), Regionalization of the Law 決議一八〇三。 賛成八七、反対二、棄権一二で採択 Yearbook of the United Nations 16, p. of.
- 決議三〇一六、賛成一〇二、反対〇、棄権二二(日本を含む)で採択。Yearbook of the United Nations
- (11)der Vereinten Ria Kemper, Nationale Verfügung über natürliche Resourcen und die Nationen, S. 112 Neue Weltwirtschaftsordnung

(12)より解決すべき課題とされる。国家主権を防衛的概念と捉える立場から、同水準の経済・生活レベルを要求するオペラテ ィヴな権利とする立場への移行である。 この主張によれば、経済的発展と繁栄は各国独自の主権的責任と決定に依存する問題ではなく、国際社会の共同責任に

(13)1965, p. 5, Maurice Flory, Souveraineté des Etas et Cooperation pour le Dévelopment, *Recueil de Cours*. Michel Virally, Vers un Droit International de Dévelopment, Amuaire Française de Droit International

1974, I, p. 291~4, 310~320.

(14)二八年、草案第一二条 Supplement to American Journal of International Law. Vol. 23, pp. 368.)、領海に関 ジュサップもこれらと同趣旨の提案をしていた。Philip C. Jessup, The Law of Territorial Waters and Mari するハーバード草案も同水域を予定するものであった(一九二九年、草案第二○条、Ibid. pp. 243, 333−358.)。また、 国際法学会(Institut de Droit International)は諸国の慣行に基いて接続水域を認める領海法草案を作成し(一九

Public Order of the Oceans, p. 632~3

T. Burke., The

る初期の段階においては、

time Jurisdiction, p. 461-2

接続水域の設定根拠として挙げられ、認められていた国家の安全、行政秩序維持のための必要性は、大陸棚制度をめぐ

同制度の正当性、合目性を裏付ける根拠として援用された。Myres S. McDougal,

(15)

# 帰属決定の法理

形で主権的権利が認められてきている。これらの権利に共通な属性は、いずれもその淵源を領土主権に求めてい

海洋の各部分につき沿岸国が主張する権利は、前記のように多様化し、領海外の海域の資源に関しても様々の

る権利として沿岸海に拡張されたものと説明されている。大陸棚、経済水域についてもその主たる根拠づけは沿 歴史的に、 領海についての領域主権は陸についての領土権から派生し、これを保全するための従た

岸国領域との連続性に求められる。このように、国家の領域主権は領土権を基礎とし、 を基礎として領空が設定されるとの段階的構成となっているのであるが、ある特定の場合には、この段階的順序 次いで領海、 更にこれら

William

なっても、

それによってこれらの国の主権的権利、

ある地域を対象として行使される管轄権が影響を受けること

た地域から他国

の活動が排除される結果とは

ō

で

はな

たがって、

添付、

れば採取

国の所有に帰すものの、

この権限は採取を実施する海域、 先占によって特定国の領域化し

海海底で資源採取を行うことも容認されていたところであるが、

海底の鉱物などは、

公海中の魚類同様、

採取す

海底部分についての管轄権を必ずしも意味

り が逆転し、 ている場合であっても、 の現象であり、 その誕生の事実に基づき、 地域そのものを積極的に利用し、 領海を基礎として領土が認定される場合がある。 その結果新島を基礎として新たに領海も設定される。 同水域は専ら船舶の航行、 沿岸国の格別の意思、 それに改変を加える性格を持たないため、 行為を必要とせず、 船舶上の行為などを特定の角度から規制するためのものであ 領海内に新島が生じた場合がこれであって、 なお、 当然に沿岸国の領有に帰す。これが「添付」 接続水域が沿岸国によって設けられ 領海に準じて添付が論じられる 新島は

ど個別 行為 うことが認められる。 方、 (客観的要件)をなすことである。 の事 公海中に新島が出現したときは、 情に応じて決せられるが、発見だけでは、これに足りる行為とはされない。 先占は、 その地を領有する意思 それが具体的にどのような行為であるべきかは、 無主の陸地が生じたこととなり、 これに対してはどの国にも先占を行 新島の地

余地はなかった。

に開 には消極的影響が及ぼされる。ただ、これによって影響を被る利益は、 海域が特定の国の領域とされることであるから、 添付による領土拡大とそれによる領海の拡大、 『放されていた利益であって、 特定国に留保されていたものではない。 その結果従来はその海域をも自由に利用し得た他の諸国 先占による新島の領有と周辺領海の設定は、 (主観的要件)をもって実効的支配を確立するなんらかの 公海自由の原則に基いて不特定多数の また単なる海域 の利用に止まらず、 従来公海であっ 理的諸条件な の 利 た 玉

とはならなかったわけである。

関の設立は、 海底部分への沿岸国の主権的権利行使を認める大陸棚、経済水域両制度、 新島の添付、 先占によって他の国際法主体が受ける影響を質的に変化させる。 深海海底を管轄する海底機 即ち、 これらの制度

域主権にかかわる変動は、 により全海底部分が従来とは異って個別の国家又は国際機関の管轄権の下に置かれるので、 必然的にいずれかの国際法主体が持つ管轄権の消長に連ることとなる。 添付、 先占などの領

済水域のように主権的権利とは云いながら限定的管轄権の行使が認められる地域との間には確かに明 根拠として援用される可能性も否定できない。領海のように包括的に沿岸国の主権下にある領域と、 排他的に管轄権を行使している場合、その地域から新島を生じたとき、この管轄権が領海の場合に準じて添付の また、逆の角度から見るならば、資源関連との限定はあるものの一定の海底部分に特定の国家又は国際機関が 大陸棚, 確な一線が

ものを対象としているだけに、添付論にもそれなりの根拠が与えられたとの見方も成立し得るのである。

限定的とは云えその管轄権が資源という土地と密着し、その構成部分たる性質を持つ

画されるべきではあるが、

検討するのでは文字通り泥縄と云われる事態に陥入り、 然科学に携わる者の共通の関心事となっている現今は、この議論を提起する好機でさえあろう。特に、国家間の領 また新島形成の現象が稀であるとは云え現実に生じ得る事柄であるとすれば、 新島の領土的帰属を決すべき法原則が前述の通り海洋新制度の下で新たに問い直されるべきであるとすれば、 むしろ、 資源争いに発展する恐れが極めて高いこの種の問題は、 海洋制度の全面的再検討が広汎な立法論をも含めてなされ、 冷静な議論も期待し得ない。 現実に係争が生じてからこれを決すべき法理を この問題を取り上げる実益も認め 法律家のみならず政治、 利害対立関係が具体化する 経済、

以前に、

予め帰属決定の基準を確立しておくことが望ましかろう。

ある。

するに際しては、 陸棚条約では島も大陸棚を有する旨規定されているが、相対関係、 新島の帰属決定とは別の問題として、島も大陸棚、 島を大陸と同等に考慮すべきであるかは別問題であり、® 経済水域を持ち得るかが問われる。一九五八年 相隣関係にある国との大陸棚上の境界線を決 諸国間の実行も境界決定に際する島の

取扱については一定せず、ケース・バイ・ケースで決せられている。

新島を基礎としてなされる管轄権行使の地理的範囲の大小は、 ないと思われる。 は至らない可能性が高い。 の場合その経済的意義は島の陸地及び領海に止まり、直ちにその周辺に広大な大陸棚、経済水域が認められるに い岩は排他的経済水域または大陸棚を持たないものとする」とした。この規定の下では、 ,て特に独立の条文を設け(一二一条三項)、「人間が居住を続けられず、またはそれ自身の経済的生活を持たな これに対し、 しかし、 このことは帰属に関する法理の再検討の必要性を減じるものではない。 したがって、現実問題としては新島の持つ資源面からの役割を過大に評価してはなら 帰属決定それ自体を左右する要因ではないからで 新島が誕生しても多く 島の制 新島の大小、 度につ

- (1)Law. Vol. 20, p. 472, 476. C. John Colombos, The International Law of the Sea, p. 80~81. Percy R. Y. Jennings, The Acquisition of Territory in International Law, p. 74. T.Fenn, Origin of the Theory of Territorial Waters, Ameri can Journal g International
- (3)(2)高橋作衛「平時国際法」再訂六版三五八頁では、米国ミシシッピー河河口に生じた島嶼に英国が発見による領有を主張し 添付は、以前は増添と呼ばれた制度である。この取得原因が他国の発見・先占を排除することは論理上も当然であるが、
- (4)た事例を紹介し、添付が絶対的領土取得原因であることが説明されている。 Jennings, op. cit., p. 20
- 先占理論の歴史的発達及び先占成立要件としての実効的支配の態様に関しては、
- (5)Dingley, op. cit.,

pp. 122

英仏海峡などに見られ

- (6)但し、公海海底部分の領有を資源採取との関連で認めようとする主張も存する。 第五節註4多照
- (8)(7)大陸棚条約第六条は、海洋の境界画定に用いられる中間線、等距離線を大陸棚については相対化し、関係国の合意を優 大陸棚条約第一条b、 但し、「島」の概念についての定義は付されていない。

先させる。また合意のない場合でも、何らかの「特別の事情」の存在により中間線、等距離線は排され得ることとする。

- 現行海洋法会議の非公式統合交渉草案(一九七七年)第八三条でも原則的にはこの立場が継承され、境界は中間線、 きものとされる。ここでは、中間線、等距離線も衡平の原則の下で採用の可否がチェックされることが明らかにされてい 離線をそれが適切な場合には利用し、またその他一切の事情を考慮に入れた上で、衡平の原則に従った合意により決すべ
- verschiedener seerechtlich definierter Räume, Zeitschrift für ausländisches öffenliches Recht und Völkerrecht, Bd. 38, Nr 3/4, S. 535 小田滋「海の資源と国際法Ⅱ」三三二一三頁、 Ulf Dieter Klemm, Allgemeine Abgrenzungsprobleme
- 律篇第八七号一二五頁以下、芹田健太郎「英仏大陸棚事件仲裁判決(抄)」国際法外交雑誌第七七巻二号七五頁以下、皆 前掲(海の資源と国際法Ⅱ)三○一頁以下、三好正弘「英仏海峡大陸棚境界画定仲裁裁判について」愛知大学法経論集法 エーゲ海域でも紛争が発生している。高梨正夫前掲一四五頁以下がこれらを紹介する。また個別事例の解説には、小田滋 島との関連をも有する大陸棚境界画定の先例は、ペルシャ湾、東支那海(日韓)、アドリア海、
- (10)Materials, 1977, No. 5, pp. 1108. 三次海洋法会議―第六会期―」二九頁以下に掲載 Informal Composite Negotiating Text, U. N. Document A/Conf. 62/WP. 10., 邦訳は世界週報一九七七年九月二〇日号より一二月二〇日号、部分訳は外務省「第 International

川洸「エーゲ海大陸棚事件」国際法外交雑誌第七六巻三号七八頁以下がある。

- (11)Seabed Boundaries between Coastal States: the Effect to be given Islets as "Special Circumstances," Reports of Judgements 1969, p. 37. 但し、これに該当する島嶼の定義は不可能とも云われていた。 大陸棚、経済水域の設定、境界画定に作用し得ない小規模島嶼、岩礁のあり得ることは従前から指摘されていた。 Northcutt Ely
- 的独自性の概念それ自体が新たな定義づけの問題を生むことは明らかであろう。なお、同条は除外対象を「岩」(Rocks) The International Lawyer. Vol. 6, p. 219. 「島」(Islands)、「小島」(Islets)の語は用いていない。 ICNTはこの定義づけを試みたものであるが、居住可能性、経済

## Ξ 排他的経済水域における新島 の帰属

ICNTは、 経済水域を沿岸から二〇〇カイリを越えない範囲において沿岸国が設定するものと規定し、

では沿岸国が以下の諸権利を持つとしている(五六、五八条)。 保存、

開発、

管理のための主権

的 権

海水、 地下、 海流及び風からのエネルギー生産など水域の経済的開発並びに探査のためのその他の活動に関する主 上部水域における生物、非生物両天然資源の探査、

人工島、設備及び構築物の設置、 利用に関する管轄権 権的権利。

海洋環境保存に関する管轄権

海洋科学調査に関する管轄権

沿岸国の権限は右の通り列挙されているが、 その行使に当っては他の諸国の権利義務に適切な考慮を払うこと

が求められている。

ここで云われる他の諸国の権利義務であるが、

これについては以下の列挙がそれを説明している。

航行、 上空飛行の自由

海底ケーブル、

パイプライン敷設の自由。

船舶、 航空機、 海底ケーブル、 パイプラインの操作に関連した他の合法的 な国際的 前用の 自 由

経済水域においては沿岸国の権限とその他の諸国の権限とが、

対象別、

行為別に交錯する。

この

右のように、

-103 -

範囲についても争いがある。 水域の法的性格についての見解は一致に至っておらず、 以下、 これらの点をめぐる議論を、 本稿の問題に関連する範囲内で整理してみたい 資源に関する主権的権利に包括される権限の

# Ⅰ 経済水域の法的地位

管轄水域と解するか、或は又基本的には公海としての性格を維持する水域と考えるかの問題である。 :諸国の主張する二○○カイリ領海論とも関連し、距岸二○○カイリまでを一先ず基本的に沿岸国主権の及ぶ海 経済水域を領海、 その内訳として包括的に主権の及ぶ一二カイリ迄の部分と一部他国の権限も留保されるその外側の部分 公海のいずれとも本来から異る独自の中間的水域と位置づけるか、 領海に準ずる新しい国家 これ

を考えるかの問題でもある。 これら諸説のうち、 経済水域を基本的に国家主権の及ぶ国家管轄水域とする見方からは、 水域内で他国 に認め

とがあるとする領海二元論をとるか、

沿岸国は資源を中心とする経済目的のためのみならず、この目的の達成及び保全との名目の下で航行など別種の が導かれ得る。即ち、 られる航行などの権利も、 は前者が優先的権限を持つことが意味される。 沿岸国と他国とは対等の立場で同水域での活動に関する諸権利を分つのではなく、基本的 沿岸国の行使する権利との抵触を生じる場合には沿岸国がこれを規制できるとの帰結 したがって、この方向で論を進めるならば、経済水域において、

合、この問題は沿岸国の有利に決せられるべきこととなる。したがって、同水域での権限に関する条約中の列挙 条約中に沿岸国又は他の諸国のいずれかに属すると明示された権限以外の何らかの権利の帰属が問題となった場 事項についても管轄権を有すべきであるとの立場に到達する。この方向を指向する国家管轄水域論をとるならば、

領海については従来通りの単一的概念を保ち、あく迄その枠外で経済水域

解されることは云う迄もない。

は 沿岸国については例示的なものとして、 他の諸国 ]については網羅的なものとして解せられる結果となる。

平の原則によって決せざるを得ないこととなろう。ただ、この種の問題の発生を未然に防止するため、 た場合には、 とするのがこの中間水域論であると云えよう。そして、条約に言及されていない何らかの権限の帰属が問題化 主体的権限を留保することとなる。 有しないこととなる。 岸国も他の諸国も条約上網羅的に列挙された個別の諸権限を持つのみであり、 ح れに対し、 未確認のものをも含め排他的権限を付与されるのに対し、 他の一般国際法上の基準によってこれを決するか、 経済水域を領海にも公海にも準じない中間的水域とする見解に依るならば、 この 前提に立ってICNT中に示された諸権限を見るならば、 したがって、 海洋関連の権限の機能的分化の考え方を最も直截に実現しよう その具体的基準が存しないときは最終的 他の諸国も交通、 それ以外の事項についての権 沿岸国 通信の分野では水域 が各種資源 同水域においては沿 中 12 利 つき、 間 には衡 限は 崩

論をとる場合には条約中の権限の列挙は考えられ得る限り網羅化し、 第三に、 経済水域の公海性維持を求める立場は、 国家管轄水域論とは逆に、 かつ具体化しておくことが望まれよう。 沿岸国に明示的に付与された権限

て導く。 が自己には付与された権限を行使するに際してはこれら一般諸国の諸権利を妨げない義務を負うことを結論とし を除いては、 条約中の権限列挙については、 般に諸国が公海に関して有していた権限が経済水域においても不変であること、 沿岸国に関するものが網羅的であり、 他の諸国に関するものが例示的と 更には、 沿岸国

#### II資源 に対する 権限 の 性

経済水域の法的地位をどう解するにせよ、 水中、 海床、 海床下の資源に沿岸国 |が包括的権限を持つこと自体に

水域

面及び上空の利用問題を中心として闘わされているものであり、 ついては争いがない。そうとすれば、 水域の法的性格をめぐる前記の諸説も、 海床下、 即ち土地の部分の性格を念頭に置いて 実質的には経済水域の海床面、 水

この海底の土地の部分に存する資源につき、沿岸国は「主権的権利」を持つと表現されているのであるが、 周

の論争ではないと云わざるを得ない。

実際の探査、 ず、敢えて主権の概念を援用したのは、 知の如く、 これは一九五八年の大陸棚条約の例に倣ったものである。 単に探索、 開発など管理的、 経済的行為の有無にかかわりなく成立すること、 資源に対する沿岸国の権限が排他性を持つこと、 開発、 採集などの 及びこの権限の帰属は

更には、

第三国は資源の開発

びつく。 先に述べた通り、 採取などへの参画を権利として請求し得る立場にはないことを示そうとしてのことに他ならない。 資源に対するこの意味での主権的権利の主張は各国がほぼ一致して掲げるところである。そして、この主張は、 この決議は、 国境内資源に対しての恒久主権を領海外の海底資源にも及ぼそうとする国際連合総会決議と結 「国境内のすべての陸上天然資源、 並びに国家管轄圏内の海床、海床下及び上部水域のすべ

轄権が排他的に行使される海域であり、 ける沿岸国 ての天然資源に対する諸国の恒久主権を再確認」するとの形で表明された。 の権限を考察するならば、 一つの区画としての経済水域は経済的利用を中心とした沿岸国の限定的管 包括的に国家主権下にある領海とは明確に一線を画するものであるが、 この決議を踏まえつつ経済水域にお

の権利と何等変らぬ権利を主張し、これを主権的権利との表現で示しているわけである。 である。 その海域内の資源そのものに対しては、 云わば、 地域そのものへの領有の主張は差し控えながら、 沿岸国がその領土内資源について持つと同様の権限を持つと解されるの 資源に対しては地域の領有から生じる資源

#### Ш 新 島 の帰属決定要素

島の帰属問題を論じることとするのであるが、この場合、 ح れ迄に述べた経済水域の法的性格、 沿岸国が資源に対して持つ主権的権利の内容を背景として同水域内の新 帰属決定方式として考えられ得るのは、 先占又は添付

#### i 先占肯定論

である。

新島に対し、 いかなる国でもこれを先占によって自己の領土に編入することを認める立場であり、 必然的に、

沿岸国にも特別の権限は認めないこととなる。この立場は、 以下の根拠に依って主張されると思われる。

a 指さんがために用いられている。 れよりも限定的である。むしろ、 資源に対する主権的権利及びその他の管轄権も、 主権的権利などの表現は領土主権には至らない部分的権利・ したがって、 沿岸国の主権的権利は、 地域自体についての領有権を意味するものではなく、 本来領有権の一機能たる添付を認め 機能的権利を ح

るための十全の基礎とはなり得ない。

b 明 経済水域は、 示的に沿岸国に付与される権限を除き、 従来公海であった海域に設定されるのであるから、当該海域が新制度下に置かれた場合でも、 従来通りの法制度、 その下で他の諸国が有した権利が維持される

c 0 権限を大巾に伸張させると共に多大の経済的利益を得る。 経済水域設定により沿岸国はその海域で従来他国も有していた資源利用などの自由を排除 以前からより多く享受していた自然の恩恵を飛躍的に自己の有利に拡大する。そうとすれば、 特に、 内陸国など地 理 的不利国との比較にお 法的 に自己 、その

1)

ては、

上更に添付による域内新島の領有を認めるのは、 国家間の不均衡に輪をかける結果となる。

### ii 添付肯

沿岸国への新島の自動的帰属を領海制度に準じて容認しようとする立場である。根拠としては、 以下の諸点が

る部分がたまたま隆起して陸地化したとしても、それによって資源に対する主権的権利が消滅するとは考え から生じる資源への権利と何等変るところがない。この点に留意するならば、 経済水域では、 資源に対する沿岸国の主権的権利が認められるのであるが、 海底の場合、 この権利は、 その資源を臓す 地域への領有権

b 仮に添付を認めず、 新島を先占の対象とするならば、 沿岸国以外の国が沿岸国経済水域内に領有権を確立

た部分については陸地に対する主権行使の形態である領有権が沿岸国に認められて然るべきである。

資源に対する沿岸国の権利はなお保持されるとすべきであり、

したがって、

を得ない。既存の島嶼の海没など、一国の主権の及ぶ範囲が自然現象により縮少する例、 する可能性を生む。この場合、沿岸国が有していた主権的権利はその限りにおいて消滅することにならざる 国境河川の水流変

化により自然現象で同一地区が一国から他国へ帰属を移転する例は国際法上知られたところであるが、 く自然現象に起因するとは云え、先占という一国の意思的行為の結果他国の主権的権利が一定地域から排除

c 先占を認めるとすれば、新島先占により他国の領有となる海域で沿岸国が既に探査、 開発などの経済的行

される例は国際法上未だ知られておらず、不合理でもある。

為に着手済みであった場合、沿岸国が失うものは単に資源に対するタイトルには止まらない。投下済みの先

そのためには新島と化し

こととなろう。

を避け、 行投資が無駄となり、 の活動の成果をその儘手中にし、 沿岸国と先占国間に生じ得べき補償請求或は利益分与請求など経済上のトラブルを回避するために 将来に期待した利益も逸失せざるを得ない。 事後より効率的に開発利益を収めることも予想される。 逆に、 先占国側はこれら沿岸国のそれ迄 このような不合理

先占を否定し、添付を認めることが政策的により優れた帰属決定方式である。

#### iii 両 [論の比較検討

右に瞥見したように、 両論についてはそれぞれ法理論上及び立法政策上の根拠が主張されると思われる。

する従来の制度を準用する考え方は後退し、経済水域内新島の帰属は専ら立法政策上の観点から新規に論ずべ 論を導き、 を是とするかによって先占論、 法理論上の論点に着目するならば、 国家管轄水域説は添付肯定論に通じるかのようである。 添付論の可否が左右されるのではないかと考えられよう。 前掲iに述べた経済水域の法的地位に関する三見解のうちのいずれ また、 中間水域説に立てば、 公海説は当然先占肯定 領海 に関

NT)作成までの段階での各国の主張からは、 法的地位に関しての議論を概括すると、非公式交渉用単一草案(ISNT)、改訂単一交渉草案 国家管轄水域説が支配的であると云われる迄に至ったが、 実際の R S

草案では一義的決定は避けられ、 regime") の諸国との間の権限調整の試みがなされ、 その後に初めて一般諸国のそれを規定していたのと比較すると、の下に置かれるものとして位置づけられた。また、RSNTが経の下に置かれるものとして位置づけられた。また、RSNTが経 その後一九七七年の第六会期におけるICNT作成に至る間に再び沿岸 ICNTでは、 経済水域が「特定の法的制度」 RSNTが経済水域を先ず沿岸国の権利義務の面 ("specific |国と他 legal

ICNTが個別の権利義務を定める

条項に先立って「特定の法制度」に従う水域と位置づけ、それを受けて沿岸国、

一般諸国の諸権利を並記する構

した通りである。 海底資源に対する沿岸国の主権的権利の存否及びその性質についての争いではない。 したが

及びそれが沿岸国の権限との関係で持つ優劣関係を中心としてなされていることは上に指摘

つべき権限の範囲、

的地位論の帰結は、 的に同質な権利の対立がその核心である。即ち、先占による領有の主張は沿岸国が資源に対して有する主権的権 方式についてとるべき結論を導こうとするのは、 これに引き較べ、 右の議論は沿岸国と他の諸国が同一区域で持つそれぞれ異質な権限を相互にどう調整するかの問題である。 同質の権利の主張である。 新島帰属に関しても一つの補助的手がかりとしての意味を持つとしても、この帰結から帰属 新島帰属方式の問題は、 したがって、実質的には水面利用の面からの権限配分を主眼とする右の法 領有権が資源に対する主権をも当然に包摂するのであるから、 異質の議論を直結させてしまうことになりかねない。 故に、

岸国が海底地域に領有権の一つのコロラリーとしての性格を持つ権利を取得した以上、その権利が他国の行為に

主として海底資源に対する沿岸国の権限を基礎として問題を判断しようとする場合には、

沿

右の配慮の下で、

域として位置づけられるとすれば、この結論は帰属問題については添付、先占のいずれを示唆するものでもない。

済水域の法的地位に関する議論の結論如何によって帰属問題を左右することは妥当ではなく、

経済水域が中間

て他国の諸権利に沿岸国が払うべき配慮は両水域間で明らかに異るには違いないが、 長としての位置づけの上で沿岸国の主権下に置かれるとなれば、 は 現れたことをもって恒久的主権が白紙に帰すとは考え難い。 より一方的に消滅する場合のあることを認めるのは法理上疑義があるとする上記添付肯定論 海底資源に対するそれとの間には、 コ 口 ーラリ 特に、 小が大を生む如き逆の論理であり、 沿岸国の権利取得の源泉が資源に対する恒久的主権に求められるならば、 であるとは云え、 この部分的権限の取得が全体的権限たる領土主権の取得に潜在的に連がるとするの 果して両者を分つべき何かが残されるのであろうか。 成立の必然性を持つ論理ではない。 もとより、 領海海底資源に対する沿岸国の権限と経済 資源に対する権利が一 しかし、 その資源埋蔵区域 資源自体に対する主権 海底区域が陸地の自然的 資源を開発するに際し a 般に領 の論拠が注目され 土主 が海上 権 水 的 の

次に、 帰属方式を立法政策上の観点から検討すべきこととなるが、沿岸国の海へ向っての権限拡張、 それによ

が妥当な解決と考えられるのである。 源に対する権利を維持するため、

ものであり、 止する見地から経済水域、 この傾向は既に第二次大戦後一貫して進行しつつある事実である。 理的不利国との間の不均衡拡大に批判があることは云う迄もない。 むしろ正論とも評すべきであると思われるが、 地理的条件の差異に基づく国家の自然からの受益度の差は、応甘受されたものとして議論を 大陸棚などの制度自体を批判の対象とするのであれば、 旦 制 地理的偶然性から生じる国家間の不公平を抑 度そのものの存立を前提とした上でその機能 しかし、 このような批判を受けながらも、 この批判は十分説得力を持つ

を論じる場合には、

区域そのものが海底でなくなったため経済水域たる形式的カテゴリーから外れた場合にも、

そうとすれば、

経済水域の海底資源が

地理的

変動

の

別の形式-即ち領有権-の下で引き続き沿岸国の主権下に置くことを認めるの

利そのものには差が認められ得ないのではあるまいか。

進めざるを得ない。 前提段階でなされるべき議論をその後の段階に引き摺り出す結果となり、新たな説得力には欠けると云うべきで 付肯定論への批判とするのは、添付承認によって経済水域制度の内包する不均衡を格段に拡大するのでない限り、 国家間の不均衡は経済水域制度の導入自体に内在する結果なのであるから、これをもって添

あろう。

それが継続的に人が居住し、独立の経済単位に迄発展することは通常想定し得ないので、 この変化は沿岸国と他国との利害関係に実質上著しい変更を持たらすとは云えまい。また、 島周辺の海域が領海となり、それにより航行、上空飛行など他国の権利の行使はより制限されることとなるが、 た地域にその国の領土主権が設定されたとしても、資源の帰属については何等の変動も生じるものではない。新 そこで、添付が格段の不均衡を新規に生むか否かであるが、経済水域として既に一国の排他的利益が認められ ICNTの下では、 新島が誕生しても、

ても、右のような規模に達しない小島、岩礁は境界決定要素として作用しない傾向が既に現われ、今後共この例は 現により経済水域相互の境界改訂問題が提起されるとは思われない。したがって、以上の諸点を考慮すれば、『『 定着の方向に進むものと察せられる。既存の島嶼についてもこの通りであるから、通例小規模に止まる新島の出 島が独自の経済水域を直ちに持つことは殆ど考えられない。更に、相対又は隣接する経済水域の境界設定に関し 新

島の添付を肯定しても、 方、経済水域内で沿岸国以外の国の新島先占を容認すると、沿岸国の資源に対する既得の権利と対立し、 国家間の利害得失上格段の変動を招来する危険はないと見られるのである。

され、問題の解決が予めはかられる。しかし、先占は沿岸国の意思とは無関係になされ、しかもこれは領土の原始 付肯定論の根拠cに示した新たな性格の国際粉争に発展することが容易に予想される。 土主権の変動に際してはそれにより影響を受ける国家の資産、 権益、 経済的利害などについての処理が併せ合意 関係国の合意に基づく領

ち 取得であって沿岸国 が本来不可能な性質の問題の解決方式はできる限り簡明にしておくのが望ましい。 り、 は筋違いであると論じられよう。仮にこの条件付先占を認めるとの新制度を作るとしても、 またはこの問題につき協議すべき義務を課すのも一つの方法ではあろうが、 この問題自体が粉争の因となりかねない。 沿岸国が当該地域につき有した経済的利益、投下済み資本の額を測定するのは、 からの継承取得ではない。 先占を認めた上で沿岸国に対して何らかの補償をなすべき義務、 領域帰属問題のように対立する主張の双方を勘案した中間的解決 原始取得にこのような条件を付すの したがって、 技術的に極めて困難であ 補償の算定基準、 立法政策的見地 即

(1)同 一〇五頁に詳説されている 経済水域の法的性格についての諸論、各国の主張の分析は、鷲見一夫「経済水域」海洋法の研究第一号一二九頁以下 「排他的経済水域」海洋法研究第二号五五―五六頁、 同「経済水域の研究」横浜市立大学紀要法学篇第一巻一号九九

添付肯定論により多くの利点が認められると考える。

- (2)高林上掲(海洋開発の国際法)七〇―七一頁、林司宣「経済水域概念」国際法外交雑誌第七三巻四号三一頁 布施勉「新海洋法秩序における領海制度論」 海洋法の研究第一号ニニーニ三頁。
- (4) (3) Gundling, Die exklusive Wirtschaftszone, Zeitschrift für ausländisches öffentliches Recht und Völker-Bd. 38, Nr 3/4, S. 653
- (5)Gunter Jaenicke, Die dritte Seerechtskonferenz der Vereinten Nationen, Zeitschrift fur ausland 1 s ches
- öffentliches Recht und Völkerrecht, Bd. 38, Nr 3/4, S.  $486 \sim 7$ .
- 会・海洋法の研究第三号六○─六一頁。なお、ICNT五九条は、 鷲見上掲(排他的経済水域)六一―二頁、同「排他的経済水域―旧単一草案と改訂単一草案の比較検討―」海洋法研究 衡平に基づいて」解決すべきこととしている。 権利の所属に関する粉争を関連するすべての事情に照
- (7)ICNT五八条の諸権利と八七条(公海の自由に基づく諸権利との比較、 これに基づく経済水域の性格論については、

Bernhard H. Oxman. The third United Nations Conference on the Law of the Sea: The 1977

- York Session, American Journal of International Law, Vol., 72, No. 1, pp. 70

沿岸国の持つ大陸棚に対する権利の意味については、小田滋前掲(海の資源と国際法Ⅱ)二七一−三頁

(9) 鷲見一夫前掲(経済水域の研究)九九頁。

(8)

(11) (10) Jaenicke, a.a.O.S. 487.

International Legsl Materials,1976,邦訳は海洋産業研究会より海洋産業研究資料第七巻三号として刊行。

四六条、

U.N. Document. A.Conf, 62/wp. 8,

- (13)Gundling, a.a.O, S.  $653 \sim 4$ Revised Single Negotiating Text. 第二委員会草案四四、
- (15)(14)Klemm, a.a O. S. 519 ff. 鷲見一夫前掲(経済水域の研究)九一頁以下。
- (17)the Living Resources of the Economic Zone, Virginia Journal of International Law, Vol. 18, S. Jayakumar, The Issue of the Rights of Landlocked and Geographically Disadvantaged States in Klemm, a.a.O. S.  $546 \sim 9$ ,  $559 \sim 561$ No. 1, p.69~

(18)能性は一層低いと見られる。 また衡平の原則が支配する故にこそ事後の変更は困難となろう。故に、新島は既存の小島に較べ、境界問題に作用する可 異なるであろう。境界画定を律するのが衡平の原則である以上、新島生成による境界修正は自動的には生じる余地なく、 なお、同一規模の島嶼であっても、境界画定時に既存した場合と事後に出現した場合とでは、境界問題に及ぼす効果が

### 匹 大陸棚上の新島の帰属

edge)に至るその国の領土の自然的延長の全域である。そして更に、この外縁が距岸二〇〇カイリに達していな ICNTが示す大陸棚の地理的定義は、 領海を越え、 大陸外縁(continental margin)の外側の縁(outer 扱がなされているので、

1) ・場合は二○○カイリ迄の海域の海床及びその地下が大陸棚と看做される。

法裁判所により云わば公認された形となった陸地の自然的延長と云う大陸棚の性格論は、 歩と経済上の必要性の増加の双方に助長され、 から水深二〇〇メートル迄の海底と定義したのであるが、更にそれを越える開発可能な海底区域をも大陸棚と看 よる基準は、 なかったのであるが、 大陸棚の制度は、 定義に開発可能性という科学技術及び経済の要素を含む人為的概念を導入した。このため、 地理学上の大陸棚の概念を受けたものと云われ、一九五八年の大陸棚条約もこれを引継ぐ形で沿岸 当初 後に国務省により水深二○○メートル迄の海底部分との説明が与えられた。 一九四五年のトルーマン宣言により提示された。宣言自体はその地理的範囲に言及して 当初の水深による枠付けは短期間のうちに打破され、 大陸棚をその本来の 開発技術 更に国 この水深に の

けであり、 したがって、 に関する権利は大陸棚についての規定に従って行使されるべきこととされ、 あるので、 また、 距岸二○○カイリ迄の海底は両制度により共にカバーされる。 大陸棚上の新島は、 この既存の大陸棚制度を一層拡張し、 経済水域内では大陸棚がその構成部分として組み込まれ、 それが距岸二○○カイリ以内に生じた場合には、 更に新制度として経済水域の設定を認めようとするもので このため、 両制度間の整合がはかられている。 法的にも海底の地位につき同 経済水域内の新島ともなるわ 経済水域内の海床及び地下 の取

区域に出現したもののみを考察の対象とすれば足りることとなる。 右 のような事情からして、 大陸棚上の新島としては経済水域外になお大陸外縁が続いている場合につき、 その

特にその帰属を経済水域内新島と分けて論じる余地はない。

うとする動きに根拠を与えることになった。

ICNTの定義条項は、 (continental slope)

この経緯の終着点を示すものである。

大陸隆起

(continental

rise)

迄及ぼそ

ICNTは、

理学上の定義を越えて制度的には大陸斜面

の根拠も経済水域内新島についての同論のそれとほぼ軌を一にするのであるが、大陸棚上部水域の公海性から、 に影響を被るものではないので、公海で認められてきた新島先占論も当然に成立し得る。そしてこの先占肯定論 から添付肯定論が主張され得る。 イリの内外で何ら性格、 決される他はない。 ところで、この区域内の新島の帰属問題はやはり基本的には経済水域の場合と同様、 沿岸国は大陸棚で資源開発のための主権的権利を持つのであるが、 内容を異にするものではない。したがって、経済水域内新島に関すると全く同様の根拠 一方、大陸棚の上部水域は沿岸国の大陸棚に対する権利によってその法的地位 この権利は距岸二〇〇カ 添付又は先占によって解

た個所で下した添付、 合も大陸棚の場合も同一である。したがって、ここではこれらの根拠の再論は避け、 と強化される点に存する。この点を除けば、両論についての法理論上の根拠、立法政策上の根拠は経済水域の場 この場合の先占肯定論は法理論上一層強い根拠を持つことは明らかである。大陸棚と経済水域の差異は上部水域 の法的地位にあり一経済水域の法的地位については前述の通り議論が分れたものの、 これに伴って添付、 先占両論の優劣関係についての判断を履えすに至るものか否かに問題を絞って検討を加え 先占両論の根拠の差も大陸棚上の新島については先占論の法理論上の根拠が一段 右の相違点が経済水域を論じ 中間水域説が支配的となっ

きないであろう。故に、 大前提が崩壊した以上、 切国家主権が及ばない区域であるとの前提の上に成立していたものである。 められてきた公海中の新島先占の法理は、 大陸棚の上部水域の公海性が先占論を補強する要素となることは右の通りである。 先占肯定論は、 上部水域の公海性のみで先占が従来同様認められるべきであると安易に断じることはで 大陸棚上の新島に関しても絶対的妥当性を持つ理論とはなり得ない。 公海が単一の制度であり、水面、 主権の機能的分化現象によってこの 水中のみならずその海底部分にも しかし、 伝統的に認

的性格を距岸二〇〇カイリ内外で分つ効果は持たず、

本節の結論にも影響を及ぼすものではない

他方、 大陸資源に対する主権的権 利のみに基き、 上部 水域の法的地位を度外視して従来領海におい ての み認め

られていた添付を容認すべき必然性もないのはもとよりである。

り ば の場合、 このように、 経済水域内新島についてと同様両論の相対比較が立方政策上の観点をも含めてなされるべきこととなる。 前節同様の政策的配慮から添付肯定論がなお優るとの判断が下されるであろう。 陸地の自然的延長と看做される海底部分に沿岸国の主権的権利が当然に及ぶとする考え方を踏まえる限 両論共絶対的妥当性を主張する法理論上の根拠をやはり欠くものと見ざるを得ない。そうとすれ

では予定されている。この点から、国際社会も大陸棚のこの部分に対する権限を有していると論じられ、 源に対する主権的権利が排他的に沿岸国に属することには全く変りがないのであるから、この制度も大陸棚 するものであり、 定論への批判が生じると考えられないでもない。 『お、二○○カイリ外の大陸棚については、 沿岸国以外の諸国又は国際機関の開発参加、 沿岸国は開発収益の一部を国際社会に環元すべきことがICNT しかし、 この規定はあく迄も開発により生じた収益の配分に関 管轄権の共同行使を意味してはいない。 大陸棚資 添付肯

(1)二、五○○メートル線の外側六○カイリの線とする(ソ連案、A/Conf. 62/C. 2/L 99 Annex Ⅲ, NG 6/8)アイルラ 線を境界とする(アイルランド案、 外縁の外側の縁、 ○○カイリの巾員以内に限定する(第六交渉グループ議長折衷案、A/Conf. 62/L. 37)など、 ンド案を基本としながらそれによって定まる外側の縁を領海基線から三五○カイリ又は水深二、 を海床下の堆積層の厚さが大陸斜面からの距離の一○○分の一となる地点を結ぶ線又は大陸斜面の基部から六○カイリの ICNT七六条。 即ち大陸棚と深海海底との境界をどのように決定するかについては現在なお議論が進行中である。 大陸棚の定義に関しては、第三次海洋法会議カラカス会期以降各種の提案がなされており、 A/Conf. 62/C. 2/L 99 Annex II)、経済水域の外側一〇〇カイリの線、 一定地点からの巾員、水 五〇〇メートル線から一 又は水深 特に大陸

- れる点は同一である。 Oda, op, cit., (Ocean Development Vol. II), p. 341. また、同宣言に至る迄の米国の実行に関しては高林秀雄
- 「領海制度の研究」二一〇頁以下。 McDougal, Burke, op. cit. p. 664~667. 同所では、開発可能性という不確定な基準に対する批判も行なわれている Avid Pardo, The Common Heritage, I.O.I. Occasional Papers Na 3, p. 19

|開発可能性」の概念と経済性、国別能力差などの関連に関してはE.D.Brown, The Legal Regime of Hydrospace

不確定性が実際上の問題を生じることは早急にはないものとしてこの批判を重視するには及ばないとしていた。また、

- 5 奥原敏雄前掲四八—四九頁。
- (6) 念の適用拡大はその後の動きである。 但し、国際司法裁判所の判決は、斜面、 外縁をまで含めて積極的に自然的延長論を展開したのではない。自然的延長概
- (8)われてはいるが領土の延長又は連続、その海中への伸張との意味において沿岸国の領土たる地域の一部と看做し得る」と この思想を端的に述べるのが国際司法裁判所の北海大陸棚事件判決であり、そこでは、大陸棚たる海底区域は「水で覆 ICNT五六条三項。

International Court of Justice, Reports of Judgements. 1969, p. 32

⑨ Oxmann, op. cit. p. 80~81.

# 五 深海海底からの新島の帰属

I

深海海底の法的地位

的 印的役割を担った表現であるが、 「人類共同 に認められていたのであるから、 ICNTは したがって、 0) 財 産 深海海底を国家管轄権 この言葉の持つ新しい意義の重点は深海海底の法的性格自体と云うよりは、 であると宣する。 公海がその海底をも含め諸国の自由な利用に開放された場所であることは伝統 この意味では既に公海は人類共同の場であり、 人類共同の財産とは、 の範囲を越えた海底、 この十年来人口に膾炙し、 海床及びその地下と定義し、 その資源は共有の財産であっ 深海海底の制度設立 この区域とその資源 共同 財 産 の 利用方 の

式の改革に見出される。 次海洋法会議開催を決定したのに続き、 機関の管理外で国家が開発行為に携わることは禁じられることにならざるを得ない。 新制度の目指すところは深海海底の国際機関による管理の実現及び開発の実施である。 てに 別国家による開発禁止を求める決議(モラトリアム決議) におい て利用 開発行為を実施することは各国の自由とされ、 即ち、 従来公海海底はこれを先占し領有することは認められていなかったも 深海海底開発を国際的制度に基づくものに限定し、 がこの旨を示している。 採取した資源の取得も認められていたのに対し 国連総会が一九七〇年に第三 国連総会の一九六九年 この制度の下では、 開発利益の衡平な分 0) 一の個 国際 そ

配をはかる決議を行っ 転換を示してい 周 知のように、 深海海底制度に関連する諸問 たのも、 深海海底につい 題、 ては自由の原則を廃し、 特に管理に当るべき海底機関 新たに国際管理下に置こうとする発想の の構成及び権限 開発方式、

びに財政問題などは現行の会議で最大の懸案となり、® とその 資源とを人類全体に帰属するものとし、 その管理を人類全体に代って行動する海底機関に委ねることにつ 難 行の最大の原因となっているのであるが、9 深海海底区域

但 深海海底の上部水域は海底機関の管轄外であり、 公海の自由が認められる地位を予定されているのであ

いてはもはや争い

が

ない。

その結果従来公海という単一の制度下にあった区域が海底と上部水域とに分けられ、回 別個の法制度によっ

### Π 新島の帰属決定要素

て律せられることとなる。

海性を基礎としては先占が考えられ、海底区域の新たな性格からは先占に疑問が提起されると思われる。 使対象から除外される区域での問題であるから、添付の生じる余地はない。大陸棚の場合と同様、上部水域の公 その帰属問題は従来通りの先占を認めることの可否を問う形で提起される。個別国家の主権又は主権的権利の行 深海海底部分から新島を生じた場合、海底区域が新制度の下にその法的性格を変じたことを考慮するならば、

先占肯定論と云うよりは、 従来通り先占の法理を維持しようとする立場、 即ち新制度も先占の法理を覆えすに

は至らないとする立場である。その根拠としては、以下の諸点が挙げられよう。

公海水域における先占は、これ迄揺ぎ無く認められていた一般国際法上の権利であるから、

従来公海制度

或は論理上必然に排除されない限り、先占の権利には変動を生じないと解すべきである。 の下にあった区域の一部について条約上新制度が導入されたとしても、その制度によって先占が明示的に、

b 先占容認によってこの共同財産の一部が失われ、共同利益のための利用が妨げられると云われるであろう。 海底部分が共同財産として国際管理下に置かれ、 公海の自由の下ですべての国の利用に供されていた部分が先占によって一国の領有に帰すことは従 人類共同の利益のため利用されることとなるとすれば、

来も認められていたところである。 `利益に不利な取扱をすることにはならない。 したがって、 新制度下で引き続き先占を容認しても、 これ迄以上に

С 与されたものであるので、 置でもない。 では帰属の受皿が無いのであって、これを用意せぬ儘先占を否定するのは不合理である。 様国際機関の管理下に置くかであろうが、 家による領有を否定しようとするのであれば、 仮に先占を否定したとすると、新島の帰属が現状では宙に浮き、 国際管理を行うにしてもICNTの想定する海底機関はあく迄海底部分についてのみ権限を付 陸地たる新島に領有者としての権限を及ぼし得ないのは明白である。 無主地としての放置は法的にも必然性を欠き、 無主地の儘放置するか、 解決不能の問題として残される。 新島の地域が海底にあったときと同 経済目的に添う措 即ち、 個別国

# ii 先占否定論

わず個 て主張されることが予測される。 はまだ無いようであるが、 深海海底の国際管理化に伴い、 莂 国 家の領有対象とし得ない地位に置かれたとする立場である。 海底資源の共同財産としての性格を強調する見地からは、 その根拠は以下の点に求められるであろう。 海底区域は制度成立の時点で国際化され、 この見解を具体的提案として提示した国 その後の地理的状態の変化如何を問 この原則の必然的帰結とし

a 排他的に管轄する新しい国際法主体が発足するのであるから、 深海海底を単に観念的に共同財産とするに止まらず、 その区域の管理、 一旦その機関の下に置かれた地域は他の法主 開発を司る国 際機関、 即 ちこ

b 右 。 の 国 際機関は、 現行ICNTでは海底についてのみ権限を付与されることとなっているが、 これは、

体の先占対象となり得な

て新島出現のケースを想定するならば、 海海底では経済水域、 大陸棚における以上に稀と思われる新島出現を想定の外に置いたがためである。敢え 同機関に管理、 開発を司どる権限を付与するのが国際管理の趣旨を

一貫とせる斤以であ

С 動する。したがって、この場合には経済水域内新島に先占を認めると仮定したときと同様、新旧 補償の可否及び範囲をめぐる問題が発生する。 先占肯定論に依るならば、一国が先占した際には新島の領海をも含め、その区域についての権限主体が変 殊に、この場合旧主体となるのは人類全体の利益を代弁すべ 両主体間で

する場合以上に承認し難い。

き国際機関であるから、その利益に不利な結果を容認することは、

個別国家の既得利益に不利な取扱を容認

d すべきである。先占は未発見の陸地が地球上に存在し得た時代に機能した法理である。現在でも、 現代においては、 そもそも従来通りの要件による新島先占が認められるのか否か、この問題自体を問い直 過去にお

度により国家及び国際機関いずれの権限も及ぼされない陸地、 地についての制度である先占を論ずる余地がなお残されるのか、 ける領有権取得行為の正当性の証明としての意義は失っていないが、 海底が無くなろうとしているとき、 極めて疑問である。 未発見の土地が皆無となり、 更に新制

e 仮に先占の制度そのものの現代における存在理由如何の問題を棚上げするとしても、 現在では全く予知し

得ぬ儘に新島が深海海底から出現することはまず考えられない。沿岸海であれば突然の地殻変動による海底 れらの国が時を同じくして発見・先占を主張するであろう。更に、観測、 その例が見られる通り、 隆起もあり得るが、 深海海底からの新島は殆どが海底噴火によるものであろう。そうとすれば、 出現以前から複数国が観測 調査を実施するのが通例となり、 調査の実績を新たに領有根拠とし 新島生成の暁にはこ 実際にも

れる。 を機に、この海域では先占を否定するのみならず、新たな領土権の設定の可否如何を再検討するのが賢策である。 争が事実認定上も法理論上も極めて解決困難な形で展開される恐れが強い。故に、海洋についての新制度発足 て主張する、 このように、 或はこれを複数国の先占主張がある場合の優先権の根拠として主張するなどの可能性も考えら 深海海底地域からの新島になおかつ個別国家の領有を認めるとすれば、 国家間 の領有競

# ii 両論の比較検討

利を否定するためにはこれに代るべき法原則の確立が必要である。 まず、 法理 一論的に見る限 り、 先占はどの国にも認められてきた一般国際法上の権利である。したがって、 この新たな法原則が深海海底制度によっ この権 て確

は無主地とはされなくなった ――したがって先占の法理の適用対象に本来該当しない陸地となる の成立を帰結することは困難であろう。そもそも、 立されるか否かであるが、 ICNTの深海海底の定義、 この問題は会議の議題でもない。 海底機関の権限に関する規定からは、 また、 深海海底からの新島 新島領有 との結論も 0 新 原

# RICNTの規定の解釈論としては導き得ない。

は不合理ではない。 また、一般論としてある制度の対象範囲が地理的に自然現象に左右されて変化するのは法理論上も奇異ではな 現実にも日常起り得ることであるから、 むしろ、 別の帰属決定方式を定めぬ儘敢えて先占を否定することの方がそこに法的真空状態 新島によって深海海底制度の対象海域が縮少しても、 そのこと自体

〕得る法状態ではなかろう。 右の不合理性は、 上記先占否定論cなどそれ自体としては説得力を持つ政策的配慮を加 政策的配慮は、 法理論上の非整合性を補完する機能は持たないからである。 えた場合でも甘受容認

を生じさせる結果を招来し、不合理である。

これらの理論に既存の法理を修正する効力を認めるわけにはいかない。 迄の論点の範囲を越えた別個の制度改革論としてその検討がなされてよいと考えられるのであるが、現段階では も指摘されるであろう。 であれば、 ただし、 この配慮から現行ICNTの枠を越えた新たな立法論として新島に対する国際管理制度を提唱するの これは十分検討に価するところと思われる。 問題の内容がICNTの想定外旦つ対象外の事柄であるので無理と考えざるを得ない。 これら先占、及びこれに代るべき領有根拠についての諸問題は、 同様のことは、否定論d及びeの提起する問題について ICNTの条項の解釈論にこの考え方を 現行海洋法会議のこれ

だけの根拠は与えられていないと考えられる。 以上を綜合すると、 現在の深海海底制度論の枠内で判断する限りでは、既存の法理たる先占肯定論を否定する

の性格をどの範囲で修正するのかを問う性質のものである。新海底制度の法的性格を解明するのにも直接資する 可能性の大小では優先順位の末尾に位置する事柄であるかも知れないが、 問題として解明しておくことが望ましいと云えよう。 将来の立法政策的観点から見るならば、 新島帰属の問題は現行海洋法制度をめぐる議論とも関連する 検討の実益、 即ち、 内容的には新海底制度が伝統的な公海 検討により得た結論を現実に適用す

検討となる筈である

つの可能性は海底機関の権限の新島への拡張に見出されよう。 否定論の成立には新島の帰属を決する新しい法理の確立が不可欠なことは先占肯定論の指摘する通りである。一 来へ向けての政策を論じるならば、先占否定論の根拠に肯定論を上廻る説得力が認められてもよかろう。ただし 右のように必ずしもICNTの枠に捉われず、また現行海洋法会議の討議対象範囲を越えることをも厭わず将 しかし、 海底部分についてさえ海底機関

囲

更には機関の構成、

意思決定手続などの点で合意達成が難行している現在、この機関への画期的新権限付与

可能性については、

Brown, op. cit., p. 85参照。

底資源開発のための国内立法を準備しつつある現況に鑑みれば、新島先占競争の弊害回避の要請に深海海底問題討議の難行を主因として会議終結の見通しが定かならず、これを横目に少なからぬ 理的連続性、 からの新島帰属を新島出現以前の当該海域での観測・調査活動、資源探査・開発などの経済活動、 火山帯などの地質上の連続性に基準を求めて決することでより良く応えられるのではあるまい 新島先占競争の弊害回避の要請には、 当該海域との地

を論じるのは政策論としても性急に過ぎる危惧がある。

- (1)法Ⅱ)二三—二七頁、高林秀雄上掲 ICNT一三六条、「人類の共同財産」概念の提示及びそれに基づく国連討議に関しては、 (海洋開発の国際法) 一六八―九頁。 Tiefseebodens, 小田滋上掲 Zeitschnift für aus-(海の資源と国際
- landisches öffentliches Recht und Völkerrecht Bd. 38, Nr 3/4, S. 745ff Wolfgang Graf Vizthum, Die Bemühungen um ein Regime des

公海の法的性格については、これを res nullius とする説と res communis とする説とがあるが、公海自

(2)

は両説いずれからも演繹ざれる。

- (3)内容的にも科学調査など無体的価値も含むとして同概念を特徴づける。古賀衛「深海海底の開発方式と国際機構」海洋法 但し、同概念の提唱者たるマルタのパルドは、「共同財産」は res communis とは不可分、 Colombos, op. cit., p. 61 ~ 62. またこの問題に関しては、下記伽参照 不可譲である点で異
- (4)ていた。Pardo, op. cit. p. 18. また、 動きが強まると、大陸棚外の海底部分の先占が現行の領有権設定制度の枠内でも主張される恐れがあるとの指摘もなされ 研究会・海洋法の研究第二号四頁参照。また、この概念の持たらすべき個別的帰結については、Pardo, op. cit. p. 64~5 但し、大陸棚制度などを通じて沿岸国の主権が領海外の海底部分にも及び、これを更に遠方へ拡大しようとする各国の 陸或は領海海底から公海海底へ坑道を掘鑿して行う資源採取に伴う領有主張の
- (5) 属するとの認識に立つことを制定根拠の一つとして明記する。 作業を進めている。 この権利に基づき、米国を初めとする先進工業諸国は、深海海底の新制度成立の遅延に備え、 一九七八年下院を通過した深海海底重鉱物資源法案がこれであるが、 田中則夫「深海海底重鉱物資源法案」外務省・日本の海洋 同法は海底採掘が公海の自由に 内立法

- Affairs Jan. 1978, 政策第二号一六二頁。 Richard G. Darman, The Law of the Sea: Rethinking U.S. Interests,
- Alfairs Jan. 1978, p. 382~3. ⑥ 決議二五七四、Lay, Churchill, Nordquist, op. cit., Vol. II, p. 737.
- 決議二七四九「国家の管轄権を越える海底及びその地下を律する原則宣言」。Oda, op. cit., (Ocean Development
- する立場もある。中村道「深海海底を律する原則宣言と慣習国際法の成立」外務省・日本の海洋政策第二号 | 一〇-一| Vol. II), p. 44. この決議は、それ自体法的拘束力を持つものではないが、その内容は慣習法として既に確立したと主張
- (8) 報第一二号二頁以下参照 これらの問題についての最近の会議の概要については鷲見一夫「第三次国連海洋法会議第七会期 (再開会期) 」海洋時
- (9)この。 John T.Smith II, The Seabed Negotiation and the Law of the Sea Conference—Ready for a Divorce ? Virginia Journal of International Law, Vol. 18, No. 1, p.  $56 \sim 58$ 深海海底問題についての合意の困難さは、 同問題を現行会議から切り離し、 別個に論じようとする提案をも生み出して
- (10) 例えば、上部水域を res communis として個別国家の領有対象外とし、海底部分を先占可能な res nullius とするな りじある。 Secil J.B.Hurst, Whose is the Bed of the Sea? The British Yearbook of International Law 公海の上部水域と海底部分とにそれぞれ別個の法的地位を与える考え方が従来全く示されていなかったわけではない。

1923~24, p. 42~3, R.P.Annand, op. cit., p. 178

- (11)tion: The Threat to the Legal Regime of Antarctica, International Lawyer, Vol. 12, Na 3. p. 550. が具体化しない段階で開発行為がなされる状態が出現し、問題を生じている。 Frank Pallone, Resource Exploital 見通しなくしては、領有主張に対する効果的対案となり難い。棚上状態が長期化し、国際管理核構による管理などの対案 っても棚上げされ、現在に至っている。領有主張否定論は、個別国家の領有に代るべき法制度の具体的提示、その実現の 類似の法状態は既に南極に関して存在する。先占などによる南極地域への領有主張の可否は一九五九年の南極条約によ
- Spaces The Yale Law Journal, Vol. 87, No. 4, pp. 807. Edward H. Honnold, Thaw in International Law? Rights in Antarctica under the Law of Common

米国における立法審議状況に関しては、高林秀雄上掲(海洋開発の国際法)二一八頁以下、米国の諸法案の招介は前註

(12)

本質 問

には領土取得原因に関するものである。

領土権取得のための従来の制度の再検討

その中で認められてき

題を取り上げる必要があることが痛感される。

但し、

この問題は海洋制度と不可分の関連を持つものの、

ないと思われるからである。領有問題を新しい基準によって決してゆくこの提案には筆者も賛成であるが、 基準を通用して領有を決すべき新たな手続を予定する必要が生じよう。領有を主張する諸国内の交渉で落着する問題では 領有を時間的先後により決するという手続的行為としての意味を兼備していたので、右の基準によるとすれば、 理的接続性を要素として競合する新島領有主張に決定を下すことを提唱する。 についての米国の評価及び開発実施国間での協定締結の構想については 実績 地質的連続性も基準として考慮に価するであろう。逆に、安全保障、 は、 Dingley, op. cit., 1 国家の安全保障、 p. 131~4. 参照。 2 当該海域での過去の経済的活動、3 Darman, op. cit., p. 373, 395~ 従来の先占は実体的行為であると同 資減の必要性が妥当な基準であるか疑問無 島の持つ資源の必要性、 4 島との 科学調査活動 これらの 時に、

(5)

の他、

外務省・日本の海洋政策第一号一一三頁以下。また、このような国内の立法の背景となるICNT、

海洋法会議

#### おわりに

ならない。先占に代るべき法制度が既に確立した、 の新島については、 の法理の現代的意義に対しては極めて大きな疑念が投ぜられることも明らかであるので、将来においては別個に を基礎として判断する限りでは、経済水域及び大陸棚に関しては沿岸国への添付がより妥当とされた。深海海底から 以上に亘って、新島の帰属問題をその生成海域別に一瞥したわけである。現行の海洋法をめぐる議論及びICNT 右の前提の下では現行制度たる先占を排するに十分な根拠は与えられていないと見なければ 或は形成過程にあるとは云えないからである。 しかし、

た帰属決定のための諸方式の一部を廃し、 新方式を付加しようとする方向で提案がなされると思われるが、 この

点については稿を改めて考察することとしたい。 新島帰属問題についての本稿における結論について付言するならば、 前述のようにそれが現時点では

綜合的に最も妥当とされなければならないとしても、果して真に国家間の衡平に資する効果を持つかについては 抹の懸念を残さざるを得ない。添付の基礎となる区域を領海から経済水域、 大陸棚に拡張するのは、 地理 前に

陸棚制度そのものが持つより大きな不衡平のもたらす小さな一結果にすぎない。現在進行しつつある海洋分割は、 大多数の沿岸諸国のエゴイズムの結果である。不衡平な結果は、 自然の恩恵、 即ち偶然的かつ不労所得的性格を

恵まれた国をますます益することに他ならないからである。

しかし、ここに生じる不衡平は、

経済水域制度、

大

持つ天然資源に対しては恒久主権の名の下に個別国家の排他的権利を極めて広範囲に主張する一方、

うとする(ICNT第一四部参照) ど人間の智力と努力の結晶たる知的財産については「技術移転」の旗印を掲げてこれの国際的開放を義務付けよ 現行の海洋法会議を思うにつけても、 点にも別の形であらわれている。

このような本質的不衡平の固定化、 拡大が進みつつあるのであるから、

これを前提とした上で小さな衡平を論じなければならない点には大きな空しさを感ぜざるを得ない。

開発技術な